

事 務 連 絡

令和 3 年 9 月 13 日

特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会 御中

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 御中

島根県健康福祉部高齢者福祉課

「令和 3 年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業」の「～ケアマネジャー向け～家族介護者の仕事と介護の両立支援 研修」(モデル研修)の開催について

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省における介護離職ゼロに向けた取組として、令和元年の規制改革実施計画において、「ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実績も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催等を通じて情報提供や支援を行う」旨、閣議決定されたことを受け、令和 2 年度、同省雇用環境・均等局職業生活両立課において、ケアマネジャーが仕事と介護の両立支援について学べるよう、研修カリキュラムを策定されたところです。令和 3 年度事業において、当該研修カリキュラムの全国的な普及展開を図ることを目的として、「～ケアマネジャー向け～家族介護者の仕事と介護の両立支援 研修」(モデル研修)並びに「講師派遣研修」(当該事業にて養成された講師を派遣(オンラインを含む)した上での研修)を開催されます。

※「講師派遣研修」の派遣先募集については別途お知らせします。

つきましては、下記のとおり「モデル研修」が開催されますので、貴法人におかれましては、内容をご確認の上で、関係者等へご案内いただくとともに、参加されたい方々はお申込み専用サイト (https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/murc-osjimukyoku4_entry) から、開催日の 3 日前までを目途にお申込みいただくよう、周知をお願いいたします。

また、お問い合わせは、厚生労働省委託先の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社へ直接メールにてご連絡いただくよう併せてお伝えのほどお願いいたします。

なお、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、介護老人保健施設等への周知については、市町村介護保険担当課へ依頼済みであることを申し添えます。

【別添資料】

- 受講者募集チラシ

記

1 日 時： 以下のとおり

- 1回目：令和3年10月20日（水）10：00～15：20（開場9：30）
- 2回目：令和3年11月19日（金）10：00～15：20（開場9：30）

※ いずれも同じ内容です。ご都合の合う日程にお申込みください。

2 場 所： オンライン開催（Zoom）

3 内 容： 別添チラシ参照

4 定 員： 各回 80 名（先着順）（各回とも、定員になり次第締め切ります。）

※ ケアマネジャー向けの研修を企画・実施している自治体や研修実施機関の方の傍聴も受け付けております。傍聴をご希望の方は、以下の必要事項を記載の上、両日程ともに、開催日の3日前までを目途に、お問い合わせ先にメールにてご相談ください。

- ①希望する参加日時、②団体名・部署、③氏名、④電話番号、
- ⑤e-mail アドレス（資料閲覧と、Zoom に参加するデバイスが異なる場合は両方）

5 参加費： 無料

※ 詳細につきましては、受講者募集チラシに記載してありますので、周知の際にご活用ください。

【県担当】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
高齢社会支援 G 科（電話番号：0852-22-5204）

【研修の申込、内容に関する問い合わせ先】

（厚生労働省委託先）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
※ 連絡先等は別添募集チラシのとおり



無料研修会 開催のご案内

利用者の家族の仕事と介護の両立支援にどのように対応したらよいか、悩んでいませんか？

～ケアマネジャー向け～

家族介護者の仕事と介護の両立支援 研修

厚生労働省「令和3年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業」

□ 研修の概要

ケアマネジャーの皆様がケアマネジメント業務を行う中で、利用者が望む生活、自立した生活に大きく影響する家族が抱える課題に目を向けることも大切です。家族が就労をしている場合、仕事と介護の両立に課題を抱え、離職に結びつくこともあります。厚生労働省では、家族が就労している場合の支援について、任意に研修を実施する際に活用可能な「仕事と介護の両立支援カリキュラム」を令和2年度に策定しました。

本研修は、このカリキュラムに基づいて、ケアマネジャーの皆様が、家族が就労している場合の支援方法について基礎的な内容を習得し、ケアマネジメント業務の実践に結び付けることを目的に実施します。

□ 開催概要

開催日時	令和3年10月20日(水) 10:00～15:20 (開場9:30) 令和3年11月19日(金) 10:00～15:20 (開場9:30) ※いずれも同じ内容です。ご都合の合う日程にお申込みください。
対象者	ケアマネジャー、その他家族介護者支援に携わる方 (主に、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、介護老人保健施設等でケアマネジメント業務、相談業務等に携わっている方) ※ケアマネジャー向けの研修を企画・実施している自治体や研修実施機関の方の傍聴も受け付けております。 ※傍聴をご希望の方は、以下の必要事項を記載の上、お問い合わせ先にメールにてご相談ください。 ①希望する参加日時、②団体名・部署、③氏名、④電話番号、⑤e-mail アドレス(資料閲覧と、Zoomに参加するデバイスが異なる場合は両方)
定員	各回 80名(先着順) ※各回とも、定員になり次第締め切ります。
参加費	無料
開催方法	Zoom ミーティング ※開催日までに、お申込みの際に伺ったメールアドレスに Zoom ミーティング情報をお送りします。 ※受講者の皆様には、職場、自宅等で有線 LAN や Wi-Fi など通信環境が確保されているところでインターネット接続可能な機器(パソコン・タブレット端末)にてご参加ください。 ※グループワークを実施するため、周囲の音が入らない場所からご参加ください。 ※同じ職場から複数人参加する場合は、ハウリングしないよう別の部屋から参加するか、ヘッドセット等をご用意ください。

□ 申し込み方法

こちらからも読み取りできます

以下の URL にアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

研修会資料の送付の関係上、**両日程ともに開催日の3日前までを目途にお申込みください。**



お申込み専用 URL

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/murc-osjimukyoku4_entry

□ プログラム

時間	プログラム
10:00～10:10(10分)	開会・オリエンテーション
10:10～10:45(35分)	【ステップ1】家族が就労している場合の支援の視点(講演) ・就労している家族介護者の実態、取り巻く環境の理解を深めます。
(10分)	休憩
10:55～11:45(50分)	【ステップ2】両立支援制度の活用も踏まえたケアマネジメントの方法(講演) ・両立支援制度を上手く活用して、介護をしている家族が仕事との両立を図るためのアドバイス方法について、育児・介護休業法の復習も行いながら学びます。
(60分)	昼食・休憩
12:45～14:40(115分)	【ステップ3】家族介護者の仕事と介護の両立を踏まえたケアマネジメントの事例検討(グループワーク) ・グループに分かれてロールプレイングを行いながら、家族介護者の仕事と介護の両立に資するケアプラン、アドバイスの方法について学びます。
(10分)	休憩
14:50～15:20(30分)	【ステップ4】研修の振り返り、アンケート ・就労している家族に対する支援についての振り返り、研修内容の習得状況の確認を行います。

□ お問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 仕事と介護の両立支援研修事務局 横幕、鈴木(陽)、加藤
メールアドレス : murc-osjimukyoku_4@murc.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お問い合わせは上記メールアドレスにお送りください。お電話が必要な場合、その旨記載いただければ、担当より折り返し電話をいたします。ご不便をおかけして申し訳ございません。

■ お申込み・開催に関する留意事項

- ・反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません。
- ・録音・録画は固くお断りいたします。
- ・同業者の方はお申し込みをお断りさせていただく場合があります。
- ・止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます。

■ 個人情報の取り扱いについて 以下に同意の上、お申込みください。

1. ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>) 及び、「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/privacy/>) に従って適切に取り扱います。
2. お預かりした個人情報は、当社において、本研修の運営及び本研修に関するご連絡、今後の企画の参考の目的に限って利用し、厳重に管理いたします。
3. お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、事業委託者である厚生労働省及び業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
5. 申込フォームの必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。また、ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせて頂く場合がございます。なお、必須項目以外のご記入は任意ですが、できるだけご記入いただけますようお願い申し上げます。
6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、事務局問い合わせ先までご連絡ください。